

防災・減災、国土強靱化対策等に資する社会資本整備の推進を求める意見書

令和5年6月2日から3日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線と台風第2号の影響により、和歌山県内で線状降水帯が初めて確認され、御坊市内では道路や田畑の冠水、住家の床上・床下浸水など、多数の被害が発生した。

近年、全国各地で頻発化・激甚化している自然災害、また、今後起こり得る南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、国民の生命、安全を守ることのできる防災・減災、国土強靱化対策の推進が急務となっている。

そのような状況の中、国においては令和5年6月に今後の施策の継続性を明記した「国土強靱化基本法」が改正されたところであり、本市においても「市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまち」を目指すため、防災・減災、国土強靱化対策等をさらに加速させることが重要な課題となっている。

和歌山県内では、今回の出水前に緊急浚渫推進事業債を活用して行った河道内の土砂掘削によって被害が軽減した地域もある。今後、出水により土砂が河川に流出した場合でも、自治体がより少ない負担で土砂の掘削、除去等を十分に行えるような制度は継続していく必要がある。

また、防災・減災を目指す上では、各種施設が平常時はもとより、災害発生時においても役割を確実に発揮できるようにするとともに、災害発生を未然に防ぐ機能が備わっていることが求められる。

さらに、社会資本を将来にわたり持続していくためには老朽化への対応が必要不可欠であり、補助金・交付金等の対象でない施設も含め、長期にわたり計画的に維持管理、更新を行っていくことが非常に重要である。

よって、国においては、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進するために必要な予算を確保すること。
- 2 改正国土強靱化基本法を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加

速化対策」終了後も、引き続き国土強靱化を推進するため、必要な措置を講じること。

- 3 防災・減災、国土強靱化や地方創生に資する社会資本整備を推進するため、国直轄事業をはじめ、補助事業、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について必要な予算を確保すること。
- 4 緊急浚渫推進事業債について令和7年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 5年 6月28日

御 坊 市 議 会

衆 議 院 議 長	殿
参 議 院 議 長	殿
内 閣 総 理 大 臣	殿
財 務 大 臣	殿
総 務 大 臣	殿
農 林 水 産 大 臣	殿
国 土 交 通 大 臣	殿
内 閣 官 房 長 官	殿
国 土 強 靱 化 担 当 大 臣	殿
内閣府特命担当大臣(防災)	殿